［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［略］	［略］
［項を削る。］	［略］
［略］	［略］
［項を削る。］	［略］
［略］	［略］
［項を削る。］	［略］
［略］	［略］
［項を削る。］	［略］

2　［略］

（遺族厚生年金の請求等）

第百十四条の三　遺族厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第十一条の二第二号及び第三号並びに第六十条から第七十一条の二まで（同規則第六十条第一項第十四号ロ、第三項第十一号及び第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十二条の二第三項、第六十八条、第六十八条の二、第六十九条から第七十一条まで並びに第七十一条の二第二項を除く。次項において「遺族厚生年金請求等規定」

第四十七条の三第一項第一号	及び住所
第四十七条の三第二項第一号	抄本
第四十七条の三第二項第二号	第一条各号
第四十八条第一項第一号	及び住所
第四十九条第一項各号列記以外の部分	十日以内に
第四十九条第一項第一号及び第四十九条の二第一項第一号	及び住所
［同上］	［同上］
第五十条第二項第一号及び第五号	抄本
［同上］	［同上］
第五十条の二第二項第一号及び第六号	抄本
［同上］	［同上］
第五十条の三第一項第一号	及び住所
［同上］	［同上］
第五十条の三第二項第一号	抄本

、住所及び氏名

抄本若しくは謄本

第一条第一項各号

、住所及び氏名

速やかに

、住所及び氏名

抄本若しくは謄本

抄本若しくは謄本

［同上］

、住所及び氏名

［同上］

抄本若しくは謄本

2　［同上］

（遺族厚生年金の請求等）

第百十四条の三　遺族厚生年金（連合会が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで（同規則第六十条第一項第十四号ロ、第三項第十一号及び第五項、第六十条の二第二項第三号ロ、第六十二条の二第三項、第六十八条並びに第六十八条の二を除く。次項において「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年